

第7回農業特定技能協議会運営委員会

議事次第（案）

日時：令和4年2月22日（火）
16：00～17：30
※オンライン会議にて実施

開 会

1 特定技能制度の現状等について

【出入国在留管理庁】

○最新の受入れ状況等について

- ・受入れ状況全般、2号追加に関する事項、MOC締結状況など各国の送出し手続、新型コロナ対策の各種措置に係る現状、令和3年9月末時点の特定技能在留外国人数、令和4年度における取組（見通し）等

【外務省】

○入国制限及び制限緩和の状況について

- ・最新の水際措置の状況、今後の見通し等

【厚労省】

○最新の雇用状況等について

- ・「雇用状況の届出状況（令和3年10月末現在）」
- ・雇用調整助成金など外国人雇用において活用できる助成金制度の概要（口頭）

【全国農業会議所】

○農業技能測定試験の実施状況等について

- ・令和3年度における最新の試験実施状況
- ・令和3年度の補助事業における説明会の実施や制度説明資料の作成等

【全国農業会議所、日本農業法人協会、JA全中】

○農業現場における現状について

- ・新型コロナによる受入れ現場への影響や現状

【農林水産省】

○農業特定技能協議会の運用状況等について

- ・ 農業分野の特定技能外国人の受入れ状況等
- ・ 受入れ機関に対するアンケートの集計結果
- ・ 主に当省の組織再編を理由とする本協議会の規約改正
- ・ 特定技能相談窓口の設置
- ・ 令和４年度「外国人材受入総合支援事業」

２ その他

閉 会

第7回農業特定技能協議会運営委員会 出席者名簿

(順不同・敬称略)

【制度所管省庁】

法務省 出入国在留管理庁 政策課 補佐官	浦上 三四
警察庁 刑事局 組織犯罪対策部	
組織犯罪対策企画課 課長補佐	青木 大輔
外務省 領事局 外国人課 課長補佐	向井 晋一
厚生労働省 職業安定局 外国人雇用対策課	
海外人材受入就労対策室 室長補佐	小沢 聡

【農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

一般社団法人 全国農業会議所 経営・人材対策部 部長	砂田 嘉彦
一般社団法人 全国農業会議所 経営・人材対策部 考査役	今井 貴也
一般社団法人 全国農業会議所 経営・人材対策部 主査	青木 昂平
一般社団法人 全国農業会議所 経営・人材対策部 職員	渡邊 美奈都
一般社団法人 全国農業会議所 経営・人材対策部 相談員	八山 政治
一般社団法人 全国農業会議所 経営・人材対策部 専門員	穴戸 裕一
公益社団法人 日本農業法人協会 参事	岩男 次郎
公益社団法人 日本農業法人協会 業務課長	高須 敦俊
公益社団法人 日本農業法人協会 主任	高原 聡
一般社団法人 全国農業協同組合中央会	
営農・担い手支援部 営農企画課 課長	富永 健一
一般社団法人 全国農業協同組合中央会	
営農・担い手支援部 営農企画課 主査	原澤 恵太

【事業所管省庁】

農林水産省 経営局 就農・女性課 課長	平山 潤一郎
農林水産省 経営局 就農・女性課 経営専門官	前田 利光
農林水産省 農産局 園芸作物課 野菜調整官	山本 隆司
農林水産省 農産局 果樹・茶グループ 果樹・茶グループ長	仙波 徹
農林水産省 畜産局 総務課 畜産総合推進室 室長	馬場 淳

配付資料一覧

- 議事次第
- 出席者一覧
- 会議資料

(以下、制度所管省庁から説明・報告)

【出入国在留管理庁 資料】

- ・【資料 1－1】特定技能制度運用状況（令和 3 年 9 月末現在）
- ・【資料 1－2】「特定技能」に関する二国間取決め（MOC）の概要
- ・【資料 1－3】新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により本国等への帰国が困難な外国人に係る在留諸申請の取扱い（令和 4 年 2 月 1 日現在）

【厚生労働省 資料】

- ・【資料 2】雇用状況の届出状況（令和 3 年 10 月末現在）

(以下、業界団体から説明・報告)

【一般社団法人 全国農業会議所 資料】

- ・【資料 3－1】農業技能測定試験の実施状況等について
- ・【資料 3－2】農業技能測定試験合格者向け求人情報提供サイトに関するチラシ
- ・【資料 3－3】農業分野の特定技能制度 特定技能外国人の受入れマニュアル

【公益社団法人 日本農業法人協会 資料】

- ・【資料 4】農業現場における現状について

【一般社団法人 全国農業協同組合中央会 資料】

- ・【資料 5】特定技能制度にかかる意見交換資料

(以下、農林水産省から説明・報告)

【農林水産省 資料】

- ・【資料 6－1】農業分野における特定技能外国人の受入れ状況について
(令和 4 年 1 月 31 日現在)
- ・【資料 6－2】特定技能制度に関するアンケート調査の結果について
(令和 4 年 1 月 31 日現在)
- ・【資料 6－3】「農業特定技能協議会」規約の改正案
- ・【資料 6－4】特定技能相談窓口の御案内に関するチラシ
- ・【資料 6－5】外国人材受入総合支援事業（令和 4 年度版）

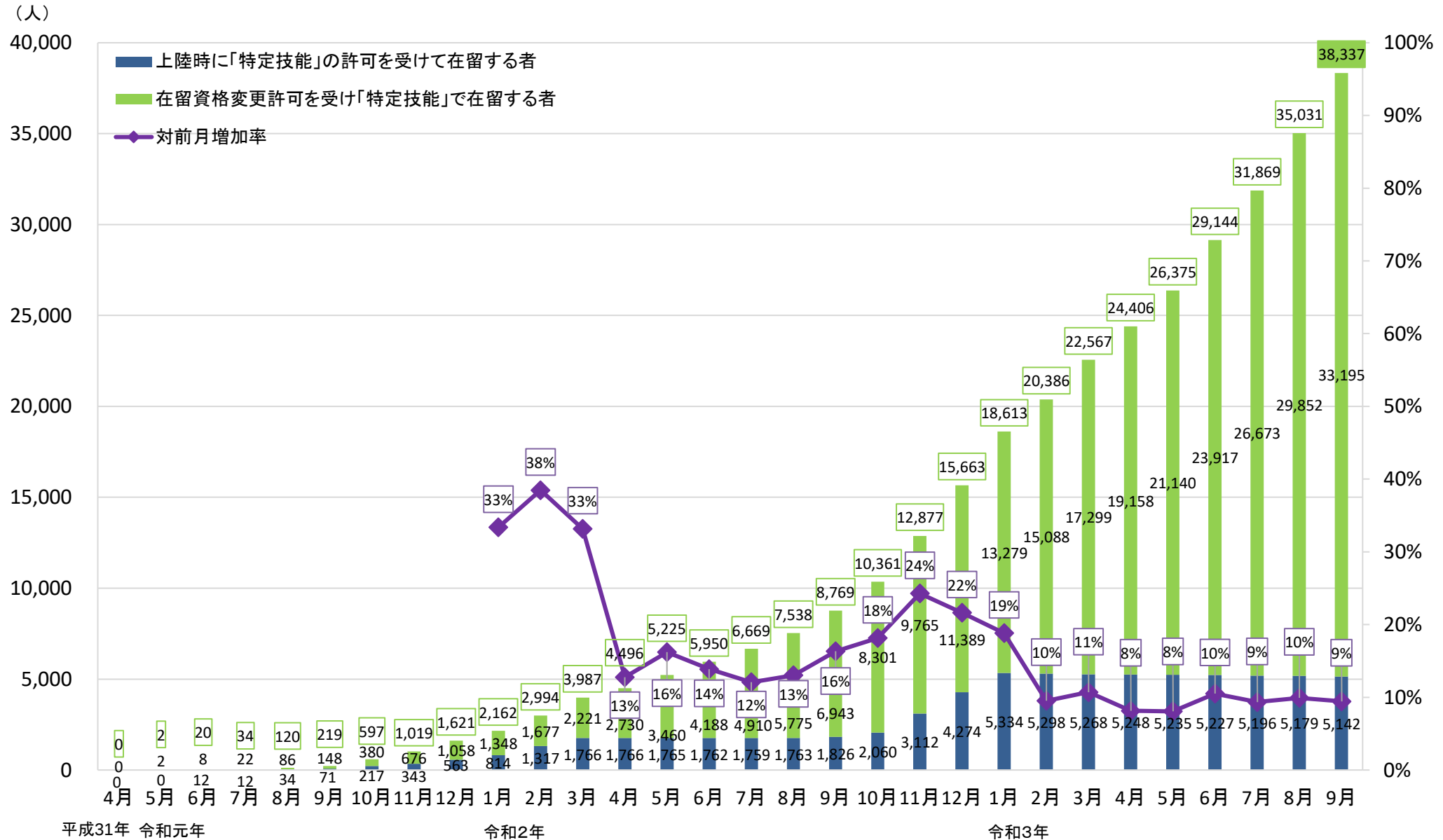
特定技能制度運用状況①



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

特定技能在留外国人数の推移(平成31年4月～令和3年9月末現在)(速報値)

【資料1-1】



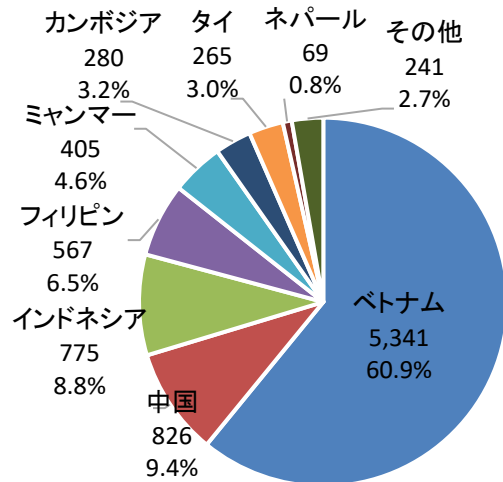
特定技能制度運用状況②



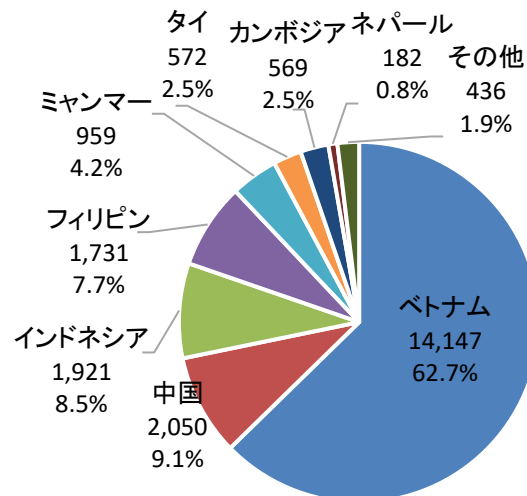
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

国籍・地域別特定技能在留外国人数の推移

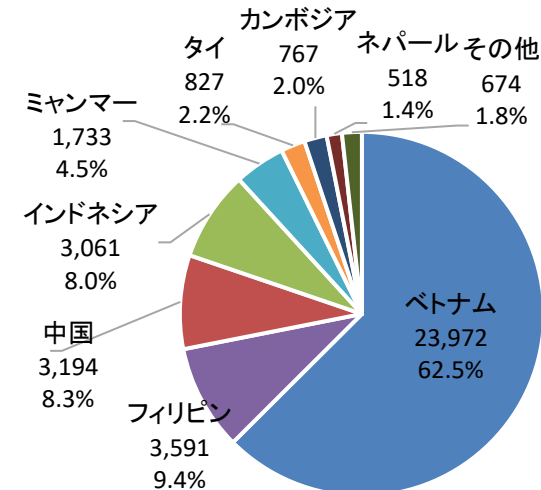
令和2年9月末: 8,769人



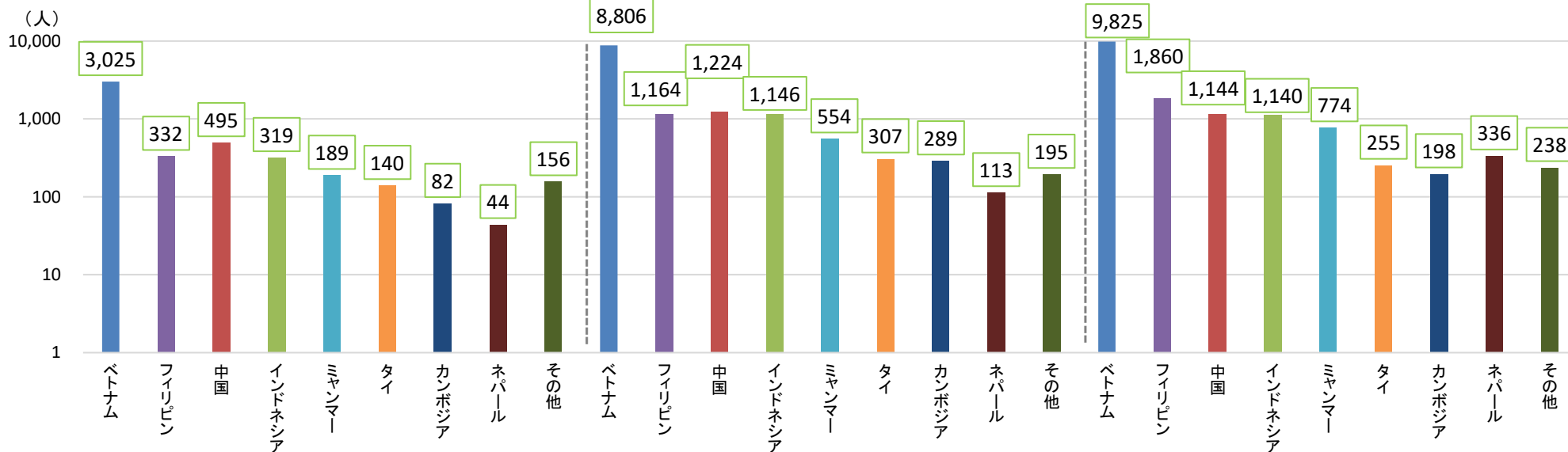
令和3年3月末: 22,567人



令和3年9月末: 38,337人(速報値)



国籍・地域別特定技能在留外国人増加数



(注) 対数目盛で表示

令和2年3月末→令和2年9月末

令和2年9月末→令和3年3月末

令和3年3月末→令和3年9月末

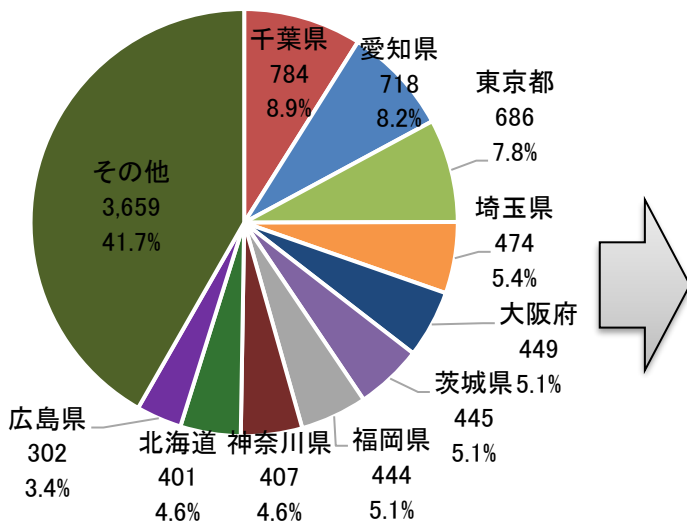
特定技能制度運用状況③



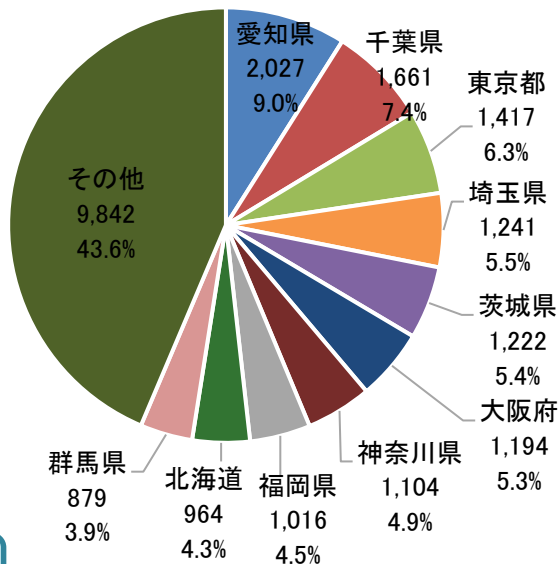
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

都道府県別特定技能在留外国人数の推移

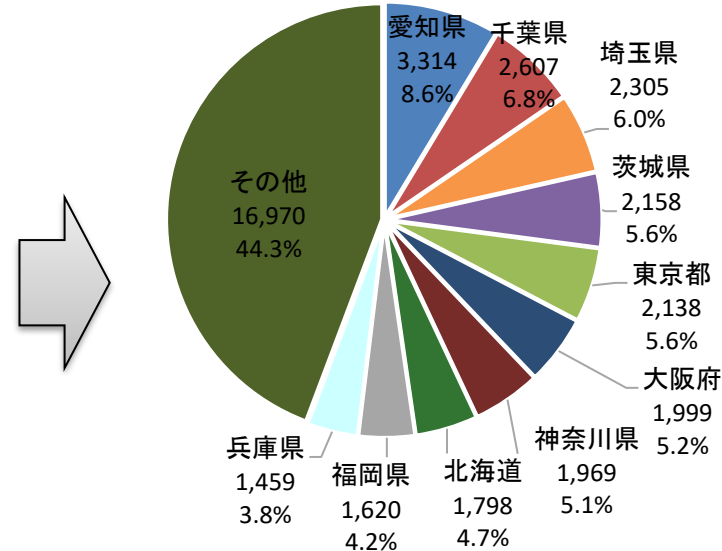
令和2年9月末: 8,769人



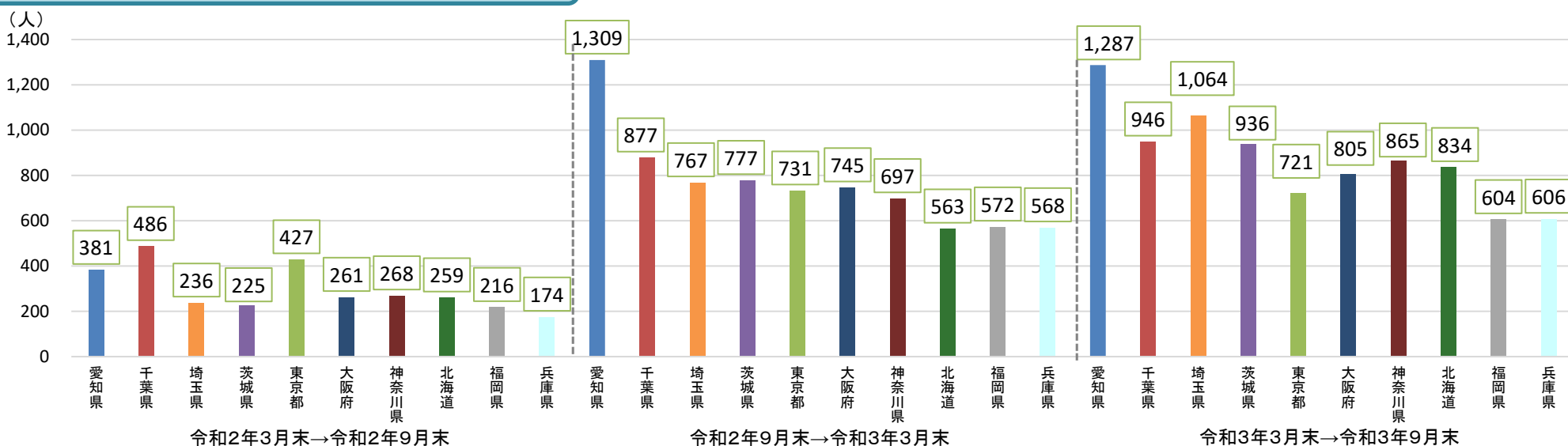
令和3年3月末: 22,567人



令和3年9月末: 38,337人(速報値)



都道府県別特定技能在留外国人増加数



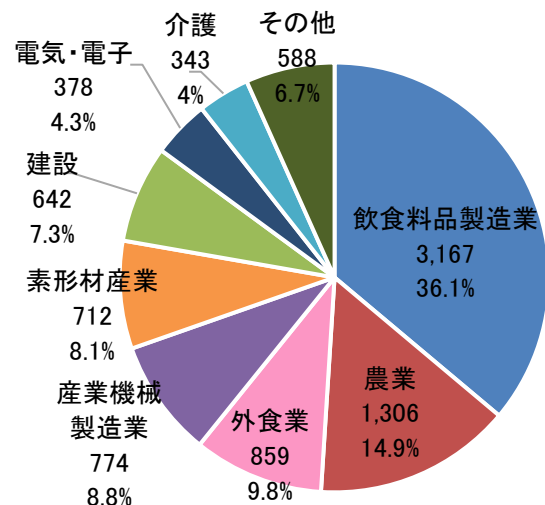
特定技能制度運用状況④



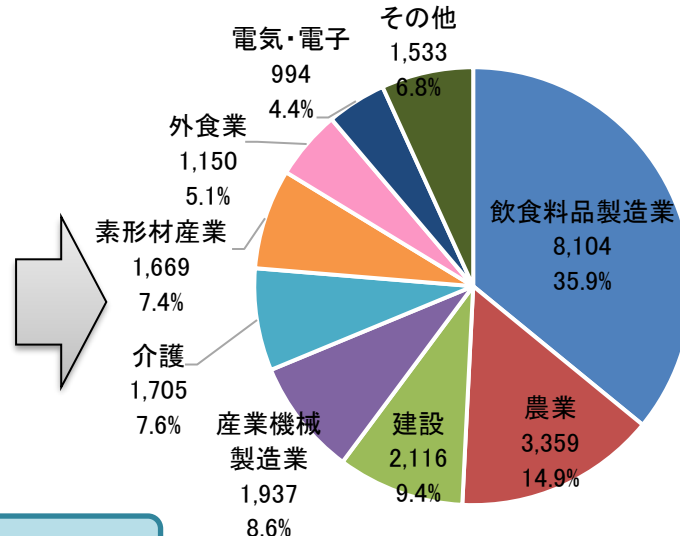
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

分野別特定技能在留外国人数の推移

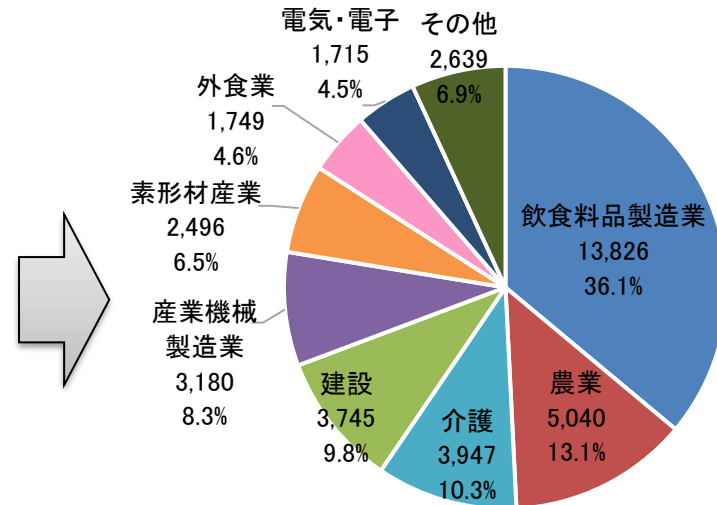
令和2年9月末: 8,769人



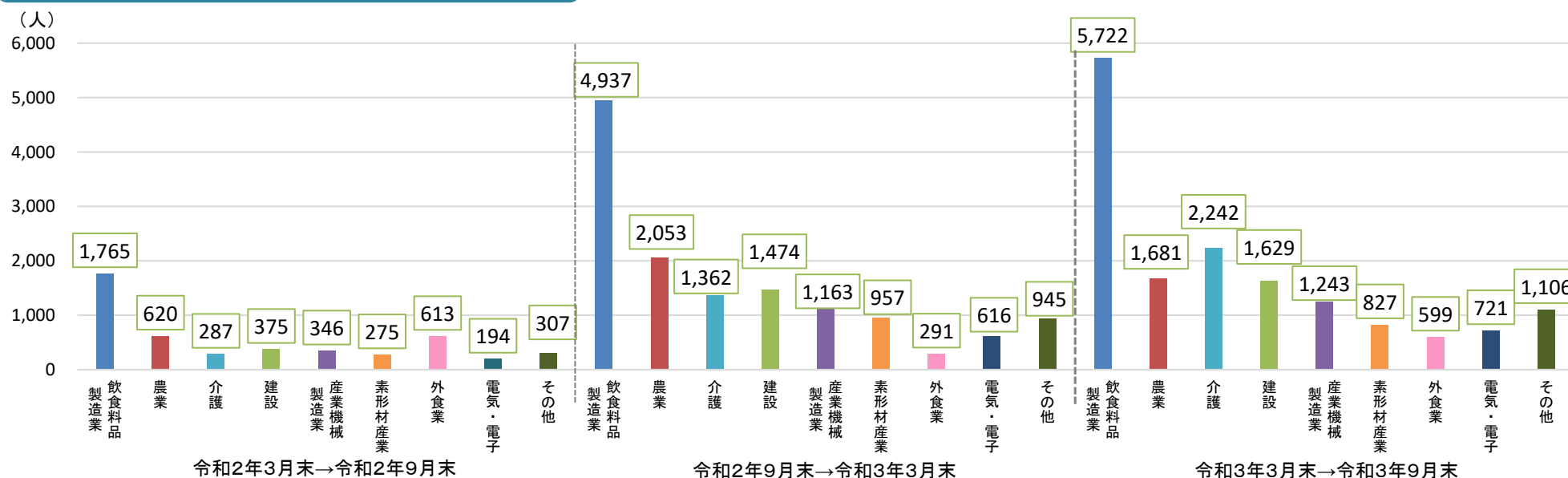
令和3年3月末: 22,567人



令和3年9月末: 38,337人(速報値)



分野別特定技能在留外国人増加数



特定技能制度運用状況⑤



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

技能試験及び日本語試験の実施状況について(令和3年9月末現在)(速報値) (注1)

技能試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)					
		令和3年9月末	上段:国内 下段:海外	令和3年9月末	上段:国内 下段:海外	令和3年3月末	上段:国内 下段:海外	令和2年9月末	上段:国内 下段:海外
介護(注2)	国内・海外7か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ ネパール・モンゴル・ミャンマー・タイ	33,016	19,926	21,960	13,240	15,469	8,696	7,003	3,042
			13,090		8,720		6,773		3,961
ビルクリーニング	国内・海外2か国 フィリピン・ミャンマー	1,467	1,053	1,057	766	864	573	599	308
			414		291		291		291
製造3分野	国内・海外1か国 インドネシア	659	636	68	64	41	37	4	—
			23		4		4		4
建設	国内・海外2か国 フィリピン・ベトナム	325	296	194	170	124	100	60	60
			29		24		24		—
造船・船用工業	国内・海外1か国 フィリピン	39	25	32	25	19	12	10	3
			14		7		7		7
自動車整備	国内・海外1か国 フィリピン	748	696	433	395	130	101	25	—
			52		38		29		25
航空	国内・海外2か国 モンゴル・フィリピン	701	546	363	261	301	199	245	143
			155		102		102		102
宿泊	国内・海外1か国 ミャンマー	6,106	5,868	2,972	2,887	2,460	2,375	1,951	1,866
			238		85		85		85
農業	国内・海外6か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ ミャンマー・タイ・ネパール	8,915	3,894	7,842	3,385	5,061	1,114	1,151	126
			5,021		4,457		3,947		1,025
漁業	国内・海外1か国 インドネシア	160	40	72	19	55	19	8	—
			120		53		36		8
飲食料品製造業	国内・海外2か国 フィリピン・インドネシア	13,452	10,741	9,521	7,201	7,361	5,177	3,323	1,479
			2,711		2,320		2,184		1,844
外食業	国内・海外6か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ ミャンマー・タイ・ネパール	21,727	19,203	11,892	10,230	10,350	8,892	6,429	5,534
			2,524		1,662		1,458		895
合計		87,315	62,924	56,406	38,643	42,235	27,295	20,808	12,561
			24,391		17,763		14,940		8,247

日本語試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)					
		令和3年9月末	上段:国内 下段:海外	令和3年9月末	上段:国内 下段:海外	令和3年3月末	上段:国内 下段:海外	令和2年9月末	上段:国内 下段:海外
日本語基礎テスト (JFT Basic)	国内・海外7か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ ネパール・モンゴル・ミャンマー・タイ	35,473	5,681	14,435	2,983	10,412	1,460	4,250	—
			29,792		11,452		8,952		4,250

(注1) 受験者数及び合格者数には、令和3年9月末までに実施された技能試験及び日本語試験のうち、10月22日までに公表されているものを計上している。(注2) 介護分野の介護日本語評価試験は、受験者数及び合格者数に計上していない。

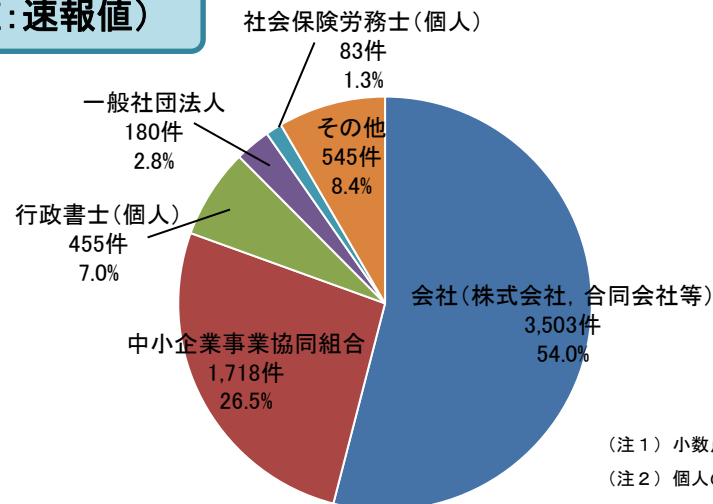
特定技能制度運用状況⑥



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

登録支援機関(令和3年9月末現在:速報値)

登録支援機関数: 6,438件

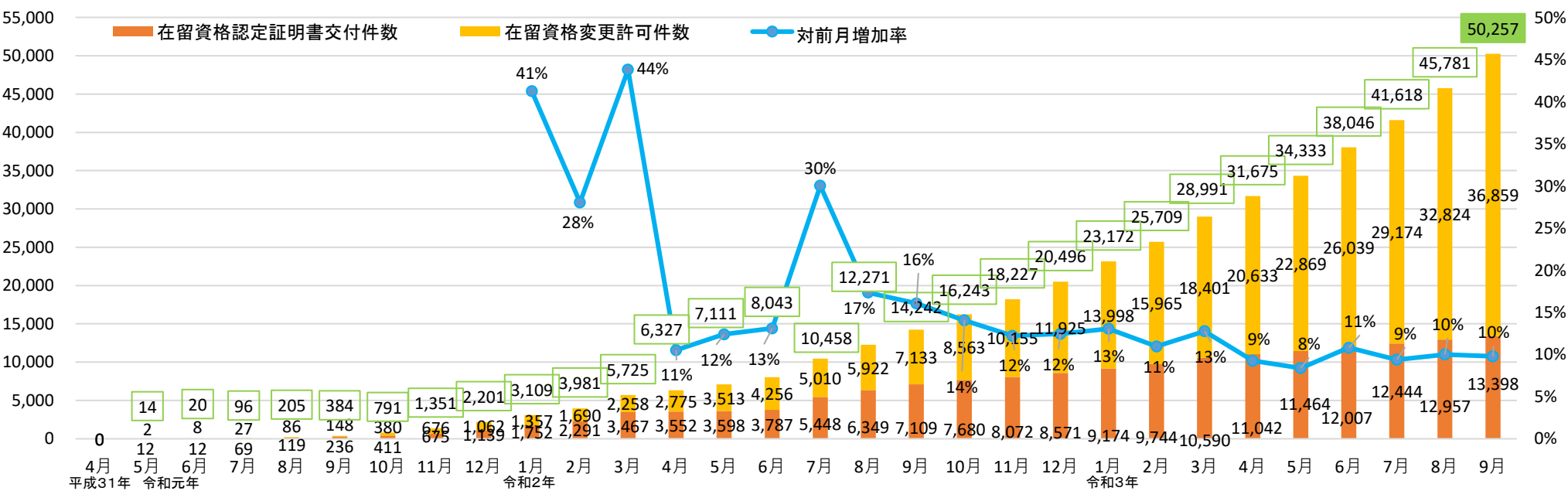


(注1) 小数点第二位で四捨五入。

(注2) 個人の登録支援機関については複数の項目に該当する者について各項目ごとに計上している。

特定技能外国人の許可状況等について(令和3年9月末現在:速報値)

(人)



「特定技能」に関する二国間取決め（MOC）の概要



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

【資料 1－2】

政府基本方針（平成30年12月25日閣議決定）

保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者（ブローカー）等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる。

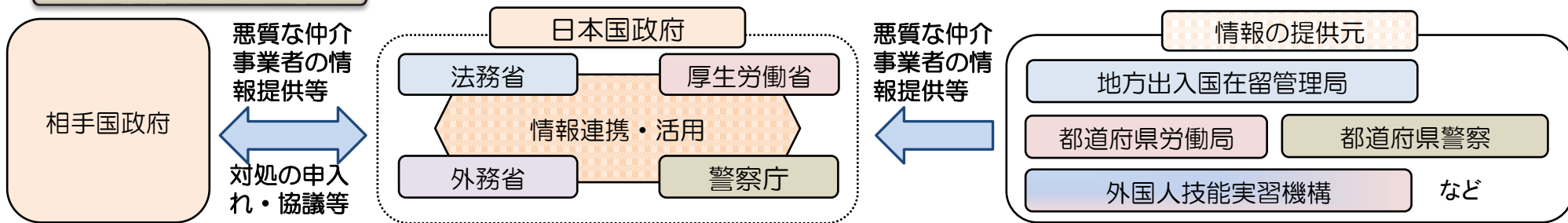
総合的対応策（令和3年度改訂）（令和3年6月15日関係閣僚会議決定）

- 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組み：悪質な仲介事業者等の排除
「特定技能」の在留資格について、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書を作成した国について、制度の運用状況等を踏まえ、当該国との情報連携及び協議を着実に進めるとともに、必要に応じ、政府間文書の内容の見直しを行う。また、かかる政府間文書の作成に至っていない国であって送出しが想定されるものとの間では、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を引き続き進める。

二国間取決めのポイント

- 情報共有
特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保等のために必要又は有益な情報を速やかに共有する。この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関与する両国内の機関による以下の行為に関する情報を含む。
 - 保証金の徴収、違約金の定め、人権侵害行為、偽変造文書等の行使及び費用の不当な徴収等
- 問題是正のための協議
定期又は随時に協議を行い、本制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努める。

二国間取決めのイメージ



署名状況（13か国）

（令和3年1月18日現在）

フィリピン（H31.3.19）、カンボジア（H31.3.25）、ネパール（H31.3.25）、ミャンマー（H31.3.28）、モンゴル（H31.4.17）
スリランカ（R1.6.19）、インドネシア（R1.6.25）、ベトナム（R1.7.1文書交換）、バングラデシュ（R1.8.27）
ウズベキスタン（R1.12.17）、パキスタン（R1.12.23）、タイ（R2.2.4）、インド（R3.1.18）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により本国等への帰国が困難な外国人に係る在留諸申請の取扱い

対象者	制度開始日	措置の内容	実績 (令和4年2月1日)
留学生	令和2年 5月21日	【現行】「特定活動（6月・週28時間以内のアルバイト可）」への在留資格変更許可 ※教育機関を卒業した者を対象 ※令和2年10月19日以降、「除籍・退学」した者も対象に追加 【取扱いの変遷】 令和2年3月2日～ 「短期滞在（30日）」  令和2年4月3日～ 「短期滞在（90日）」	約17,500人
技能実習 修了者	令和2年 3月2日	【現行】「特定活動（6月・就労可）」への在留資格変更許可 <u>従前と同一または関係する業務，同一又は異なる機関に就労可</u> 【取扱いの変遷】 令和2年3月2日～ 「特定活動（30日・就労可）」 ※従前と同一の業務・機関  令和2年4月3日～ 「特定活動（3月・就労可）」 ※従前と同一の業務・機関  令和2年4月27日～ 「特定活動（3月・就労可）」 ※従前と同一の業務， 同一又は異なる機関  令和2年5月21日～ 「特定活動（6月・就労可）」 ※従前と同一の業務， 同一又は異なる機関	約37,200人
短期滞在	令和2年 3月2日	【現行】「短期滞在（90日）」の在留期間更新許可 ※令和2年12月1日以降週28時間以内のアルバイトを許可 【取扱いの変遷】 令和2年3月2日～ 「短期滞在（30日）」  令和2年4月3日～ 「短期滞在（90日）」	約14,200人
その他の 在留資格	令和2年 5月21日	【現行】「特定活動（6月・就労不可）」への在留資格変更許可 ※令和2年12月1日以降週28時間以内のアルバイトを許可 【取扱いの変遷】 令和2年3月2日～ 「短期滞在（30日）」  令和2年4月3日～ 「短期滞在（90日）」	約9,800人
解雇等された元技能実習生等 対象の拡大 帰国が困難な 技能実習修了者	令和2年 4月20日 令和2年 9月7日	「特定活動（1年・就労可）」への在留資格変更許可 <u>特定技能制度における特定産業分野に就労可</u>	約9,850人